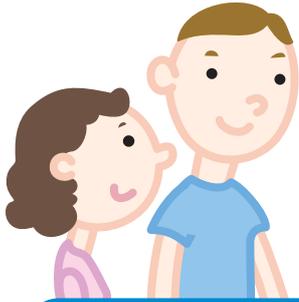




損害賠償ってなに？



今回は損害賠償の基本的事項についてご紹介します。



Q

先日、車で男性をはねてしまいました。相手は足を骨折して現在入院中です。損害賠償をしなければならないと思いますが、損害賠償とはどういうものか、またどのくらい支払わなければならないのか教えてください。

& A

日常生活においてトラブル（交通事故、医療事故など）が生じ、一方が損害を被った場合、多くは金銭の支払いにより損害を補てんし、加害者に責任をとらせます。これを損害賠償といいます。損害賠償には損害を公平に分担させたり、被害者を保護するため一定のルールがあります。

損害賠償とは

ある人がわざと、あるいは不注意で他人に損害を与えた場合に、その損害を償うための制度で、原則として金銭で支払われます。賠償責任の原因でみますと、債務不履行による場合と不法行為による場合に大別されます。

債務不履行

契約による債務（約束）が守られないことで、
①履行遅滞（契約の履行期限を過ぎても履行がないこと）
②履行不能（契約の対象物が消失するなど履行が不能であること）
③不完全履行（契約の履行はなされたが内容が不完全であること）
の3つがあります。

成立要件

- ①債務の本旨に従った履行がないこと。（これを「債務不履行」といいます。）
- ②債務不履行が債務者の責に帰すべき事由に基づくこと（故意過失など）。

不法行為

故意または過失により他人の権利・利益を違法に侵害し、損害を与える行為をいいますが、加害者自身が責任を負う一般的な不法行為と加害者以外の者が責任を負う特殊な不法行為があります。「故意」とはわざと行うことで「過失」とはうっかり不注意で行うことです。

成立要件

- ①加害者の故意または過失による行為に基づくこと。
- ②他人の権利や利益を侵害したこと。
- ③違法であること（正当防衛や緊急避難は除外）。
- ④加害行為と損害の間に相当因果関係があること。
- ⑤加害者に責任能力があること。

損害の範囲

生じた損害のすべてを賠償する訳ではありません。原因（行為）と相当因果関係のある損害に限定されます。つまり、社会一般の常識からみてその原因（行為）から通常生ずるであろうと考えられる損害が賠償の対象となります。

損害の種類・内容

財産的損害と精神的損害（慰謝料）に大別されますが、財産的損害には積極損害（治療費、通院費など）と、消極損害（休業補償や逸失利益など）があります。

請求の相手方

損害賠償の責任は、加害者が負うのが原則ですが、加害者が幼児や飼い犬などの場合、被害者保護のため加害者以外の者（親・飼い主など）が責任を負います。それが特殊な不法行為です。

▼特殊な不法行為

不法行為の名称	不法行為の内容 下段→責任者	摘要
責任無能力者の監督者の責任	幼児など責任無能力者の行為 親 小学校の教員 後見人など	①監督義務者は、監督義務を果たしておけば、責任を免れる
使用者の責任	会社従業員の業務中の行為 会社の経営者・使用者など	①上記①に同じ ②会社は従業員に対し求償権を行使できる
土地の工作物の責任	塀が崩れて通行人が負傷した 工作物の占有者 所有者など	①上記①に同じ ②所有者の責任は無過失責任
動物占有者の責任	飼い犬が近所の人を傷つけた 動物の占有者または管理者	①その動物の種類・性質に応じた注意があれば、免責される
共同不法行為	複数の者が共同で損害を与えた 各自が全損害について連帯責任	そそのかした者や手助けした者も全損害額を連帯して責任を負う

時効

損害賠償の請求権は債権ですから時効により消滅します。債務不履行による場合は、一般債権と同じ10年で消滅し、不法行為による場合は 損害及び加害者を知ったときから3年または不法行為のときから20年で消滅します。

次号で損害賠償額についてご紹介します。